

山梨県公報

第二千五百一十号

平成二十七年

四月十三日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始(二件)……………二四五

○道路の区域変更(三件)……………二四五

公告

○基本測量の終了(二件)……………二四六

○公共測量の終了(二件)……………二四六

正誤

○平成二十七年三月三十一日付号外第二十号の二中……………二四七

告示

山梨県告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市三富川浦字峠沢一八二三番の一〇〇地先から 山梨市三富川浦字峠沢一八二三番の一〇〇地先まで	六一・八	平成二十七年四月十三日

山梨県告示第四百四十七号

山梨県公報 第二千五百一十号 平成二十七年四月十三日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	割子切石線	南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一五一八番地先から 南巨摩郡身延町下田原字日向一五六九番の一地先まで	一二五・〇	平成二十七年四月十三日

山梨県告示第四百四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
上野原市新田字川井田七三九番の三地先から 上野原市新田字篠久保六六二番の二地先まで	七・三 一七・七	一一・九 三九・〇	(メートル)	一四三・四 一三三・〇

山梨県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 韮崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
南アルプス市桃園字西条七五七番の一地先から 南アルプス市桃園字東畑九三一番地先まで	六・八〇	六・八〇	三〇二・二二
	一一・三三	六・八〇 六七・九〇	

山梨県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡身延町常葉字八斗畑三七一七番の	一一・六〇	一一・六〇	五〇〇・〇〇
		敷地の幅員 (メートル)	

二地先から
南巨摩郡身延町上之平字検行一〇〇三番の
一地先まで

新	旧	延 長 (メートル)
一一・六〇	一一・六〇	五〇〇・〇〇
三二・〇〇		

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（「国土広域情報」修正測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により上野原市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 上野原市全域
- 三 測量の期間 平成二十六年十一月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により笛吹市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十七年四月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 笛吹市
- 三 測量の期間 平成二十六年十二月十一日から平成二十七年三月三十一日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十七年三月三十一日（号外第二十号の二）公布山梨県条例第二十八号（山梨県県税条例の一部を改正する条例）

七	下	九	～	平成二十七年法律第 号	平成二十七年法律第二号
七	下	十七			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番